

## 婚姻届の書き方とご注意

### 1. 持参するもの

- 婚姻届書および戸籍謄本(2の表をご参照ください)
- 届出人の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、旅券など)
- マイナンバーカード(氏が変更になる方)

### 2. 戸籍謄本の通数 ※戸籍謄本は本籍地よりお取り寄せください。

婚姻前の本籍	必要な謄本
夫・妻ともに遊佐町内のとき	なし
夫が遊佐町内で、妻が遊佐町外のとき	妻の戸籍謄本1通
夫が遊佐町外で、妻が遊佐町内のとき	夫の戸籍謄本1通
夫・妻ともに遊佐町外のとき	夫・妻の戸籍謄本各1通

### 3. 住所・世帯変更について ※婚姻届出だけでは住所・世帯主は変更されません。

婚姻届の際、一緒に住所等も変更される方は次の届出もしてください。  
(国民健康保険、国民年金の加入者は被保険者証、年金手帳をご持参ください。)

届	届出期間	届出人	必要な書類	備考
転入	転入の日から14日以内	本人または世帯主	転出証明書・ マイナンバーカード・ 本人確認書類	他の市町村から 異動したとき
転居	転居の日から14日以内		マイナンバーカード・ 本人確認書類	遊佐町内で住所の 異動があったとき
世帯合併 世帯主変更	婚姻届と同時に届出		本人確認書類	世帯主の変更、世帯合併、 世帯分離などをしたとき

### 4. その他

土、日、祝日に届出をされる場合は、あらかじめ窓口で届書の審査を受けるようにしてください。

### 5. 届書の書き方

- (1) 氏名… 婚姻前の氏名で、戸籍のとおりにはっきりとご記入ください。
  - (2) 住所… 届出時点での住所を記入してください(婚姻届と同時に転入・転居の手続きをされる場合は新しい住所・世帯主を記入)。アパート名がある場合はそちらもご記入ください。※世帯主とは住民票上世帯を代表する方です。
  - (3) 本籍… 婚姻前の本籍・筆頭者を記入してください。  
※本籍とは戸籍を置いているところで、住所とは異なる場合があります。  
※筆頭者とは戸籍の最初に記載してある方のことで、未婚の方であれば一般的には父または母となります。
  - (4) 父母欄… 実父母の氏名を記入してください。離婚等で氏が変わっている場合は変更後の氏をご記入ください。養父母がいる場合は養父母欄に氏名をご記入ください。
  - (5) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍  
どちらかの氏を選択してレ点でチェックを入れてください。新本籍は土地の地番、街区符号の表示があるところなら、どこにでも置くことができます。※選択した氏の方がすでに筆頭者だった場合は本籍の記入は不要です。
  - (6) 同居を始めたとき  
届出のときまでに同居していない、結婚式を挙げていない場合は空欄です。
  - (7) 初婚・再婚の別  
再婚の場合は死別か離別にチェックを入れていただき、日付をご記入ください。※女性は再婚禁止期間(100日)内ですと婚姻できません(同一人との再婚の場合など適応されない場合もあります)。
  - (8) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主なお仕事  
同居前の世帯(親と同居していればその家族、一人暮らしであれば自分)の主な仕事に当てはまるものをチェックしてください。家族が複数人いる場合は一番収入が多い方の仕事をチェックしてください。
- その他  
本人が未成年の場合は父母の同意が必要です。「その他」欄に父母の署名をしてください。
  - 届出人  
必ず本人が婚姻前の氏名で署名をしてください。
  - 証人  
成人している人で二人の意思を確認できる方であれば誰でも構いません。必ず証人本人が署名してください。